

入 札 説 明 書

令和 7 年度端末機器賃貸借事業に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和 7 年 6 月 1 6 日
- 2 契約担当者 木津川市 市長 谷口 雄一
- 3 担 当 部 局 木津川市総務部指導検査課
〒 6 1 9 - 0 2 8 6
京都府木津川市木津南垣外 1 1 0 番地 9
電話 (0 7 7 4) 7 5 - 1 2 2 4

4 入札に付する事項

- (1) 事 業 名 令和 7 年度端末機器賃貸借事業
- (2) 事 業 番 号 7 - デー 1
- (3) 事 業 場 所 木津川市木津南垣外 1 1 0 番地 9 (木津川市役所)
- (4) 事 業 概 要 クライアントパソコン等の賃借 (リース契約)
- (5) 賃貸借期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 月 3 1 日まで (予定)

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例 (平成 2 4 年木津川市条例第 3 6 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 6 で定める一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) の提出期限の最終日から開札日までの期間において、木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止 (以下「指名停止措置」という。) がなされて

いないこと。

- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 木津川市の令和7年度物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格を有する者で、「物品の賃貸」又は「コンピュータ・関連機器」を希望している者であること。
- (7) 応札に係る物品が、本公告に示した賃借に係る物品の仕様等を満たすことが認められる者であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、本説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）提出期限

令和７年７月９日（水）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送をすること。（持参は不可。）

ただし、（１）の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先 〒６１９－０２８６ 京都府木津川市木津南垣外１１０番地９

木津川市総務部指導検査課

（３）資格確認資料の内容

資格確認資料として、５の（７）に係る応札物品仕様書を作成し、提出すること。

（４）その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成並びに提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類については、１部提出すること。

ウ 留意事項

（ⅰ）提出された書類は、返却しないものとする。

（ⅱ）提出された書類は、本市において無断使用することはない。

（ⅲ）虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。

（５）確認申請書は様式１により作成すること。

（６）資格確認資料として、応札物品仕様書は次に従い作成すること。

５の（７）に係る応札物品仕様書は様式２により作成すること。

応札に係る物品が、本公告で示した仕様書に適合するものとして応札を希望する各機器のメーカー名、製品名、型式、各仕様に対する確認及び具体的内容を記入し、当該物品の仕様等が確認できるカタログ等を必ず添付して提出すること。

また、資格確認に際し、応札物品に関して説明を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付資料の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないとき

は、入札参加資格がないものとみなす。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 仕様書等に関する質問回答

- （1）質問については、指定の様式で電子メールにより木津川市総務部指導検査課へ提出すること。なお、提出した場合は、必ず指導検査課に受領確認の連絡をすること。

（e-mailアドレス： shido@city.kizugawa.lg.jp）

提出期限 令和7年6月16日（月）から令和7年6月26日（木）正午まで

- （2）回答については、令和7年7月1日（火）までに京都府木津川市ホームページのトップページ「事業者向け」>「入札・契約情報」から、本案件情報のページ上にて掲載する。

9 入札の手続等

- （1）入札書の提出期限・提出先等

ア 提出期限 令和7年7月30日（水）午後5時（必着）

イ 提出先 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市総務部指導検査課

- （2）入札の方法

ア 入札書及び事業費内訳書は、郵送により提出すること。（持参は不可。）

イ 郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には、「令和7年度端末機器賃貸借事業 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記した封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

オ エの封筒及び事業費内訳書を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

- （3）入札書に記載する金額

入札金額は、賃借に係る物品の月額リース金額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は百円止めとすること。間違って百円未満まで記入した入札書は有効とするが、百円未満は切り捨てるものとする。

（４）事業費内訳書の作成及び提出

ア 入札書の提出に併せ、公告時の添付資料を利用して事業費内訳書を作成し、提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、事業費内訳書の消費税相当額を除く合計金額に対応するようにすること。

（５）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行なった入札

オ 本説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 開札の日時において有効な事業費内訳書を提出しない者の行った入札

キ 資格審査申請時に提出した応札物品仕様書（認められたものに限る。）に記載した仕様以外の仕様の物品で行なった入札

ク 本市により入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後指名停止処置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札

（６）契約書作成の要否

要する。

（７）その他

入札の詳細について通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

10 入札保証金

免除する。

1 1 契約保証金

免除する。

1 2 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において、入札参加資格確認業者から入札担当者が抽選により決定し指名した3名の立会いで行う。

ア 開札日時 令和7年7月31日（木）午前10時00分から

イ 開札場所 木津川市役所3階 会議室3-4

1 3 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

1 4 契約書の作成

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、発注者と協議の上、契約書を作成すること。

1 5 支払条件

(1) 前払金

無

(2) 部分払

有（毎月払）

(3) 随意契約により締結する予定の有無

無

1 6 関連情報を入手するための照会窓口

京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市総務部指導検査課契約検査係 電話番号 (0774) 75-1224

1 7 その他

(1) 入札参加者は、本説明書を遵守すること。

(2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、木津川市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 本説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。